

令和元年10月1日から

保育園・幼稚園等を利用する3～5歳児クラス等の

子どもの利用料が無償化されます。

※ 0～2歳児までの住民税非課税世帯の子どもも対象となります。

保育園、幼稚園、認定こども園等を利用する子ども

- **3～5歳児クラスの全ての子ども**の利用料が無償化されます。
- **0～2歳児クラスの子どもは、住民税非課税世帯を対象**として利用料が無償化されます。
 - 幼稚園については、月額25,700円まで無償化されます。
 - 無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校就学前までの3年間です。
※幼稚園については、入園できる時期に合わせて、満3歳から無償化されます。
 - 保育料の現行制度を継続し、幼稚園・認定こども園(教育利用)は小学校3年生、保育園・認定こども園(保育利用)は就学前児童から数えて第2子は半額、第3子以降は無償となります。
※年収360万円未満相当の世帯については、第1子の年齢は問いません。
- **主食費・副食費(給食費)、通園送迎費、行事費等は、無償化対象外(保護者負担)**です。
 - 主食費は「お米等」、副食費は「おかず・おやつ等」のことです。
 - 保育園の給食の材料にかかる費用(給食費)については、自宅で子育てを行う場合も同様にかかる費用です。このため、保育園を利用する保護者も、自ら自宅で子育てを行う保護者と同様に、その費用を負担することが原則となりますので、無償化後も引き続き、保護者の負担となります。なお、無償化に伴い、主食分と副食分の給食費をまとめて保育園にお支払いいただくこととなります。
 - 年収360万円未満相当の世帯と第3子以降については、副食費が免除されます。
ただし、新制度に移行していない幼稚園は含みません。

副食費の免除対象範囲

※金額は算定の基準となる市町村民税額。

保育園を利用する子どもの場合 <いなべ市保育料基準額表より> (住宅借入金等特別控除、寄付金控除等の控除前の税額)

第1階層	第1子	第2子	第3子以降
第2階層			
うちひとり親世帯等	第1子	第2子	第3子以降
その他	第1子	第2子	第3子以降
第3階層～第4の1階層 (57,700円未満)			
うちひとり親世帯等	第1子	第2子	第3子以降
その他	第1子	第2子	第3子以降
第4の1階層 (57,700円以上)			
うちひとり親世帯等	第1子	第2子	第3子以降
その他	第1子	第2子	第3子以降
第4の2階層 (77,101円未満)			
うちひとり親世帯等	第1子	第2子	第3子以降
その他	第1子	第2子	第3子以降
第4の2階層 (77,101円以上) ～ 第8階層	第1子	第2子	第3子以降

これまでも保育料が無償化されており、引き続き副食費も免除する。

太字は新たに副食費を免除する。

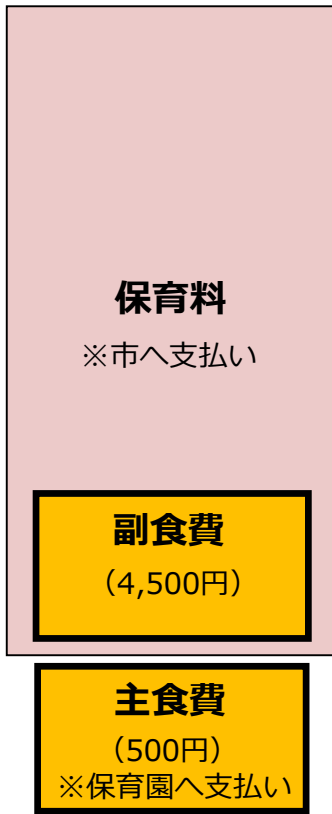
副食費を徴収する。

多子のカウント方法については、これまでの保育料の多子軽減と同じ取扱いとします。

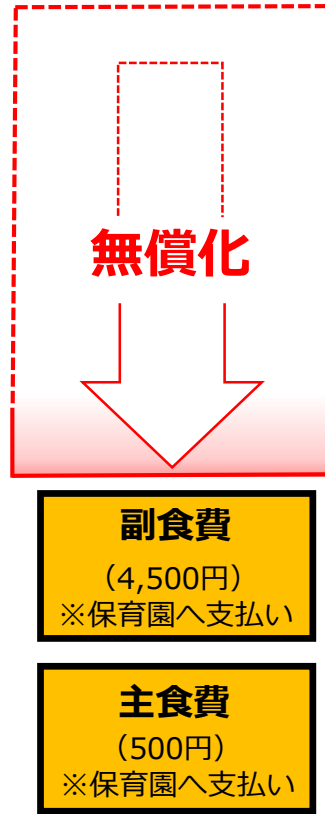
<年収360万円未満相当の世帯>	<年収360万円相当以上の世帯>
税額57,700円未満の世帯 (ひとり親世帯等は77,101円未満) 年齢に関わらず子 (被監護者) の数による	税額57,700円以上の世帯 (ひとり親世帯等は77,101円以上) 0歳～小学校就学前までの子

給食費のお支払い

～これまで～



～無償化後 (令和元年10月以降)～



利用料が無償化されます。

給食費は主食費と副食費をまとめて保育園へお支払いいただきます。

※給食費の金額は、保育園ごとに異なることがあります。